

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

三井住友トラスト・グループでは、主要業務において信託銀行業界トップの規模を有します三井住友信託銀行を核として、独自の付加価値を創出する新たな事業モデル構築に向けた取り組みを加速させるとともに、信託業界に留まらず金融業界においても確固たる存在感を有する「The Trust Bank」ブランドの確立を目指してまいります。

当社グループが目指す企業グループ像を明確にするために定めた経営理念は以下のとおりです。

- ア. 高度な専門性と総合力を駆使して、お客様にとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- イ. 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- ウ. 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- エ. 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

当社グループでは、この経営理念の下で銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして相応しい経営管理態勢を構築してまいります。

(2)グループにおける当社の役割と機能

当社グループでは、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメントおよび三井住友トラスト基礎研究所(本報告書では「直接出資子会社」という)が、それぞれの業務執行を単独で完結できる経営体制を有しており、当社は業務執行管理型の持株会社として、

- ア. グループ経営戦略企画機能
 - イ. 経営資源配分機能
 - ウ. 業務運営管理機能
 - エ. リスク管理統括機能
 - オ. コンプライアンス統括機能
 - カ. 内部監査統括機能
- の各機能を担っています。

《グループ経営戦略企画機能》

直接出資子会社の事業戦略の調整を図り、グループ全体の収益および株主価値の最大化を図る経営戦略を策定します。

《経営資源配分機能》

グループの経営資源(人員・経費・システム投資・資本等)の配分を行うとともに、直接出資子会社における経営資源の使用状況を管理します。

《業務運営管理機能》

業務運営は直接出資子会社それぞれが担う一方、持株会社は直接出資子会社それぞれの業務運営状況をグループ戦略との整合性等の観点から管理するとともに、各業務の業績把握等を行います。

《リスク管理統括機能》

グループ全体のリスク管理の基本方針を策定するとともに、直接出資子会社のリスク管理状況のモニタリング等を行います。

《コンプライアンス統括機能》

グループの企業倫理としての基本方針および役員および社員の行動指針としての遵守基準を策定するとともに、直接出資子会社におけるコンプライアンス遵守状況のモニタリング等を行います。

《内部監査統括機能》

グループ全体の内部監査の基本方針を策定するとともに、直接出資子会社における内部監査態勢の整備状況および内部監査の実施状況のモニタリング等を行います。

(注)この他、日本トラスティ・サービス信託銀行(出資比率66.6%)については、共同出資者であるりそな銀行と協議会組織等を設置のうえ、同社にかかる重要事項の協議、業務運営状況のモニタリング等を行っています。

(3)会社の機関の内容

取締役については、三井住友信託銀行に当社との兼任取締役を配置し、効果的なグループ経営戦略の遂行を図る体制としています。また、2013年6月には新たに社外取締役2名を選任し、経営の透明性向上と監視機能強化を図っております。なお、経営環境の変化が激しい状況下、経営の責任を明確化する観点から、当社の取締役の任期は1年としています。

監査役については、三井住友信託銀行に当社との兼任監査役を配置するなど、子会社各社の経営を監査し、これを踏まえて持株会社である当社に対しても十分な監査を行うことができる体制としております。また、監査役のうち過半数を社外監査役としており、監査機能の独立性を確保しています。

なお、社外取締役・社外監査役との間では、会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

取締役会の下には、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行う他、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

また、グループのCSR施策の検討等を行う「CSR推進会議」を設置している他、グループの経営管理態勢強化に向けた方針・施策に係る事項等を討議する「経営管理委員会」、グループの統一的リスク管理態勢強化に向けた方針・施策に係る事項等を討議する「統一的リスク管理委員会」、グループの内部監査態勢整備方針に係る事項等の討議を行う「内部監査委員会」、経営関連情報の開示に係る内部統制の適切な整備・運用のための具体的方策の審議等を行う「情報開示委員会」を設置しております。

このような体制をとることにより、経営の透明性及び健全性を確保するとともに、意思決定の迅速化を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	157,464,000	4.03
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	151,909,950	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	141,550,000	3.62
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカUNT	103,099,889	2.64
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャスデツク アカUNT	83,678,981	2.14
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデツク アカUNT	78,277,157	2.00
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	71,508,959	1.83
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカUNT エム エルエスシービー	61,703,114	1.58
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	47,705,491	1.22
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジット レシートホルダーズ	47,559,033	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

・大株主の状況については、2013年9月30日現在を記載しております。
・割合(%)については、小数点第3位以下を切り捨てています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
星野 敏雄	他の会社の出身者				○				○	
篠原 総一	学者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
星野 敏雄	○	元 花王株式会社代表取締役専務執行役員	上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしていただくため社外取締役に選任しています。また、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため独立役員に指定しています。
篠原 総一	○	同志社大学経済学部教授 なお、当社は、同氏が理事長を務める任意団体経済教育ネットワークに、教育事業支援を目的として寄付を行っています が、その規模、性質を鑑みて、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	経済学者としての国内外の経済に関する豊富な知見と高い見識を当社の経営に生かしていただくため社外取締役に選任しています。また、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため独立役員に指定しています。

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	6名
監査役の人数	6名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査に関する情報、監査計画、監査の実施状況および監査結果等について報告を受け、意見交換を行うとともに、必要に応じて、随時、情報交換を実施しています。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監視し、検証しています。

内部監査部門とは、定期的な会合において内部監査結果の報告を受け意見交換を行うとともに監査役から内部監査部門へ助言や指摘を行っているほか、必要に応じて、随時、情報交換を実施しています。

このような体制とすることで、監査役監査の実効性確保に努めるとともに、内部監査、会計監査人監査を合わせた三様監査の連携強化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中西 宏幸	他の会社の出身者				○				○	
高野 康彦	弁護士				○				○	
吉本 徹也	その他				○				○	
齋藤 進一	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
中西 宏幸	○	三井化学株式会社顧問	上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に生かしていただくため社外監査役に選任しています。また、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため独立役員に指定しています。
高野 康彦	○	弁護士	弁護士としての専門的知見および企業法務に関する豊富な経験を当社の監査に生かしていただくため社外監査役に選任しています。また、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため独立役員に指定しています。
吉本 徹也	○	元高松高等裁判所長官	法曹界における豊富な経験と高い倫理観を当社の監査に生かしていただくため社外監査役に選任しています。また、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため独立役員に指定しています。
		ジャパン・インダストリアル・ソリューション	大手総合商社の財務部門や大手監査法人のコンサルティング部門での勤務経験を踏まえた財務・会計、海外事業、ファイナンス、企業再生等に関する豊富な経験と知見を当社の監査に

齋藤 進一	○	ズ株式会社代表取締役社長	生かしていただくため社外監査役に選任しています。また、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため独立役員に指定しています。
-------	---	--------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員の株価上昇及び中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気を従来以上に高め、株主利益の向上を図ることを目的としてストック・オプション制度を導入しております。
株価上昇及び業績向上への貢献意欲を高めること等を目的として、役員報酬の一定割合を役員持株会へ拠出しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

新株予約権の割当ての対象者は当社及び三井住友信託銀行の取締役(除く社外取締役)及び執行役員としております。
平成25年の第3回ストック・オプションは合計60名に398個の新株予約権を付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成24年度につきましては、総額で取締役168百万円、監査役44百万円となっています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬につきましては、当社グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指しています。
また、会社業績やこれに対する各取締役の貢献度、中長期的な業務拡大や企業価値向上のための取組み内容等を反映させたものとし、取締役会で決定する毎年度の報酬方針と業績評価会議の客観的な評価に基づき、取締役会において報酬等の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については取締役会事務局(総務部)が取締役会の議案説明や資料提供等のサポートを行っています。
また、社外監査役については、常勤の監査役が監査役会や連絡会等の場で、重要会議の議事や当社・子会社の調査の内容その他日常の監査活で収集した監査情報を報告し、情報の共有化に努めています。また、執行側から独立した監査役室に専属スタッフを配置し、社外監査役に対する資料提供・説明や質問への回答等のサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状の体制の概要

業務執行、監査、監督に関する基本的な枠組みは以下の通りです。なお、監査役の機能強化に関する取組状況については、1. 機関構成・組織運営等に係る事項「監査役関係」をご参照ください。

ア. 取締役会

取締役会は、重要な業務執行の決定を行うほか、代表取締役の為す業務執行を監督する権限を有しています。また、代表取締役は業務の執行状況を取締役会に報告する義務を負い、取締役による相互業務監視を実施しています。なお、取締役の内2名を社外より選任しています。

イ. 監査役・監査役会

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、重要な書類を閲覧し、本部において実情を調査し、必要に応じて子会社より事業の報告を求め、会計監査人より監査に関する報告を受ける等により、取締役の職務の執行を監査します。なお、過半数の社外監査役を配置し、監査機能の独立性の確保を図っています。

ウ. 経営諸会議

当グループ各社では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議または決定する機関として経営会議等を設置することにより、責任ある経営体制の構築に努めています。

＜グループ各社の経営会議等の設置状況＞

◇三井住友トラスト・ホールディングス(持株会社)

- ・取締役会
- ・監査役会
- ・経営会議
- ・CSR推進会議
- ・経営管理委員会
- ・統合的リスク管理委員会
- ・内部監査委員会
- ・情報開示委員会

◇三井住友信託銀行

- ・取締役会
- ・監査役会
- ・経営会議
- ・事業運営役員会議
- ・執行役員会議
- ・投融資審議会
- ・ALM審議会
- ・受託財産運用審議会
- ・コンプライアンス委員会
- ・商品審査委員会
- ・金融円滑化委員会
- ・資本配賦委員会
- ・オペレーショナル・リスク管理委員会
- ・業務効率化委員会
- ・与信管理委員会
- ・投資運用コンサルティング委員会
- ・IT投資委員会
- ・統合プロジェクト管理委員会
- ・企業広報委員会

◇三井住友トラスト・アセットマネジメント

- ・取締役会
- ・経営会議

◇三井住友トラスト基礎研究所

- ・取締役会

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

2名の社外取締役が、それぞれ高度な専門知識等を生かし、独立した立場から経営全般への助言を行うことで業務の適正な運営に貢献しています。

また、豊富な経験と高い見識を有する4名の社外監査役を含む監査役が、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの報告聴取、重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務の執行を監査しており、経営の監視について十分に機能する体制を整えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成25年6月27日開催の定時株主総会につきましては、招集通知を6月5日に発送しております。従来から継続的に早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	——
電磁的方法による議決権の行使	インターネット、携帯電話による議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、招集通知発送日から自社ホームページに掲載しているほか、議決権行使プラットフォームにも提供し、海外の株主の利便性の向上を図っています。
その他	招集通知電子化に承諾いただいた株主に対して、招集通知を電子メールで送付しています。また、株主総会運営においてはビジュアル化を進めるなど、株主にとってわかりやすい株主総会をめざしています。加えて、株主総会終了後には自社ホームページに決議通知および議決権行使結果を掲載しているほか、議決権行使プラットフォームにも提供しています。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の方針について、対外的に公表するとともに、当社グループの役員および社員に周知し適切な運営を図っていくことを目的として、ディスクロージャーポリシーを設けております。投資家が当社グループを理解するために有用と思われる会社情報について、適時性、正確性、公平性を基本要件として、積極的な開示に努めていくこと、インターネット、各種刊行物等、様々なツールを積極的に活用することで、お客様、株主、投資家の別、国内外の別に関わらず、可能な限り広く、適時、正確かつ公平に開示を行うこと等を定めており、当社グループにおけるIR活動の指針としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等を通じて会社説明会を開催しており、当社グループの特長や決算・財務の状況、経営戦略等についてご説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回(5月、11月頃)、決算説明会を開催しております。証券会社のアナリストや機関投資家にご参加頂いて、代表取締役が当社グループの決算の状況や経営戦略等の説明を行っております。また、アナリストや機関投資家のご希望に応じ、IR担当役員やIR担当者による個別ミーティングやグループミーティングを随時実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、代表取締役またはIR担当役員が、米国、欧州、アジアの主要機関投資家を訪問し、当社グループの決算・財務状況、経営戦略等の説明を行っております。また、証券会社が主催する海外機関投資家を対象とする国内のカンファレンスに定期的に参加するとともに、海外のカンファレンスにも参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、各種IR情報を発表後、速やかにホームページ上で公開しております。 主な開示の種類は次のとおりです。 決算短信および決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、よくあるご質問(FAQ)等。 決算説明会および個人投資家向け会社説明会につきましては、動画配信も実施しております。 なお、当社ホームページでは、「個人投資家の皆様へ」のページで、個人投資家向けに当社グループの事業や業績について分かりやすく解説しております。また、海外の機関投資家に対しても、英文のウェブサイトを通じ各種IR情報をタイムリーに提供しております。 和文URL: http://www.smth.jp/index.html 英文URL: http://www.smth.jp/en/index.html	

IRに関する部署(担当者)の設置	当社ではIR担当役員を任命するとともに、日常のIR業務につきましては、担当部署としてIR部を設けております。なお、IR事務連絡責任者はIR部長が務めております。
その他	当社ではIR担当部署を設置し、会社情報の適切な開示に努めるとともに、国内外の投資家に対する積極的なIR活動を通じて透明性の高い企業経営を目指しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において、「お客様、株主・投資家、役員および社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たす」ことを規定し、当該方針を对外公表しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	取締役社長を議長とするグループCSR推進会議においてCSR方針を策定し、経営企画部CSR推進室を中心にグループのCSRを推進しています。環境保全活動に関しては、グループ共通の「環境方針」「気候変動対応行動指針」「生物多様性保全行動指針」を策定し、当社直接出資子会社において、個人、法人向けの環境関連の投融資商品や信託商品、不動産商品等を提供しています。また、本店ビル、三井住友信託銀行の府中ビル、千里ビルの3拠点において「ISO14001」の認証を取得しています。これらのほか、グループの各拠点では、様々な社会貢献活動を実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において、「ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全う」することを規定し、CSRレポート、ホームページ等を通じた情報提供を行っています。
その他	——

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社取締役会は、銀行持株会社として、当社及び子会社等からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するため必要な体制」を以下のとおり整備しています。

(1)コンプライアンス(法令等遵守)体制の整備について

- ア. 当社グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- イ. コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
- ウ. 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- エ. 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を策定するとともに、直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
- オ. 役員および社員のための手引書(コンプライアンス・マニュアル)を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
- カ. 役員および社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員および社員等が社内・社外の窓口 に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
- キ. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

(2)リスク管理体制の整備について

- ア. 当社グループのリスク管理に関する基本方針について定める。
- イ. リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
- ウ. 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
- エ. 当社グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。
- オ. 役員および社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

(3)業務執行体制の整備について

- ア. 主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。
- イ. 業務の円滑かつ適切な運営を図るべく、当社組織の機構・分掌及び役員および社員の職制・権限に関する基本的事項を取締役会が定める。
- ウ. 社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。

(4)経営の透明性確保について

- ア. 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
- イ. 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

(5)当社グループ管理体制の整備について

- ア. 当社グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
- イ. 当社グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社がグループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。
- ウ. 子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理する。

(6)情報の保存・管理体制の整備について

- ア. 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
- イ. 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

(7)内部監査体制の整備について

- ア. 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
- イ. 当社グループの内部監査態勢整備方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
- ウ. 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会に報告する。

(8)監査役監査に関する体制の整備について

- ア. 監査役の職務を補助すべき使用人
監査役の求めに応じて、監査役の職務の執行を補助するため監査役室を設置し、室長1名を含む相当数の使用人を配置する。
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性
監査役室の使用人は取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事及び処遇関係については監査役と事前に協議する。
- ウ. 取締役、執行役員及び使用人から監査役への報告体制
取締役、執行役員及び使用人は以下の事項について監査役に報告する。
 - (ア) 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、法令又は定款に違反する重大な事実
 - (イ) コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況
 - (ウ) 内部監査の実施状況及びその結果
 - (エ) 業務執行の状況その他監査役が報告を求める事項
- エ. その他監査役監査の実効性確保のための体制
 - (ア) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の監査活動に誠実に協力する。
 - (イ) 監査役は、取締役会、経営会議のほか、監査役が必要と認める会議に出席することができる。
 - (ウ) 代表取締役は、定期的に及び監査役の求めに応じ、監査役と意見交換を行う。
 - (エ) 内部監査部門は、定期的に及び監査役の求めに応じ、監査役と意見交換を行う。
 - (オ) 監査役は、必要があると認めるときは、内部監査部門による追加監査の実施その他必要な措置を求めることができる。
 - (カ) 取締役は、監査役と会計監査人との連携強化のための体制を構築する。
 - (キ) 取締役は、監査役の求めに応じ子会社等に当社監査役と兼職する監査役を配置するなど、監査役による当社グループ全体の監査の実効性確保のための体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1)基本的な考え方

内部統制基本方針において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。」旨、定めてお

り、また、当社グループの役員および社員が遵守すべき「行動規範(バリュー)」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いていく」旨、定めております。

(2)整備状況

反社会的勢力への対応に係る統括部署、外部専門機関との連携部署等を設置するとともに、不当要求防止責任者を設置しております。また、コンプライアンス・マニュアル等を整備し反社会的勢力への対応について役職員への周知・研修等を実施するとともに、反社会的勢力に関する情報については統括部署が一元管理し反社会的勢力との取引排除に活用する等、反社会的勢力との取引排除に向けた各種体制を整備しております。

当社グループ各社においても、反社会的勢力との対応について、当社と連携して各種体制を整備しております。

V その他

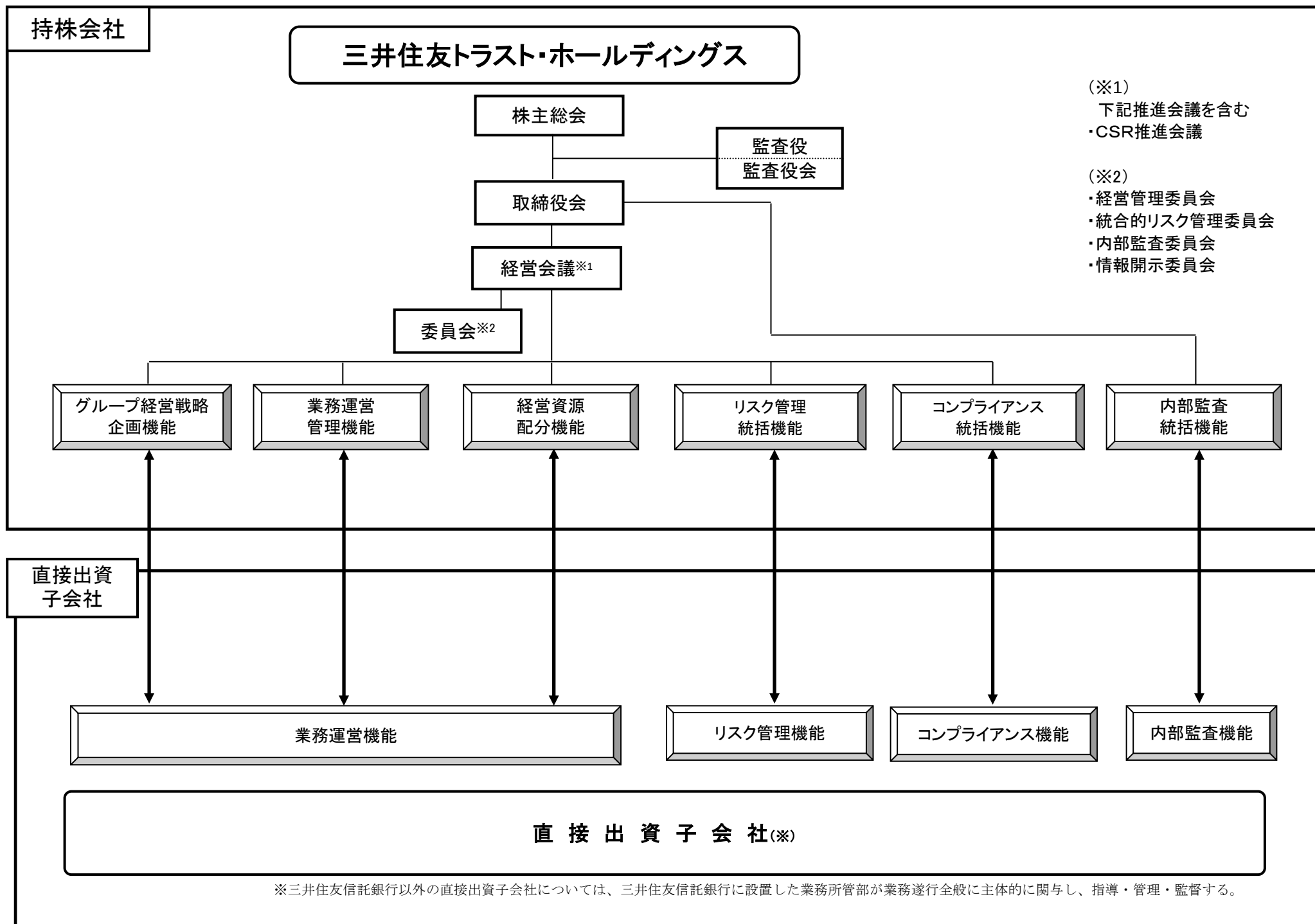
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

ガバナンス体制図



＜三井住友トラスト・ホールディングスの適時開示体制の概要＞

1. 基本的な取り組み方針

当グループは、企業情報の適正かつ公正な開示により、経営の透明性を確保していくことを全役職員の遵守基準に掲げ、「情報開示規程」、「情報開示規則」を定め、会社法、銀行法、金融商品取引法等の関連法令および諸規則などに則った開示を行うための内部統制態勢を整備しています。この基本的な考え方に基づき、情報開示のあり方を社内外に周知し適切な運営を図っていくために「ディスクロージャーポリシー」を制定し、会社情報の適切な開示により、企業経営の透明性確保に努めています。

2. 取り組みの概要

当グループでは、経営関連情報を適時、正確かつ公平に開示するため、情報開示委員会を設置し、経営関連情報およびそれに該当する可能性のある情報に関する開示の要否および開示の妥当性、情報開示に係る体制整備・運用の適切性について検討しています。

